

用語解説

あ 行

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995（平成7）年12月に批准している。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

1992（平成4）年4月に施行。仕事と家庭生活の両立を図るため、労働者が育児休業や介護休業、時間外労働及び深夜業の制限の制度を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずることを事業主に義務づける法律。2017（平成29年）1月には、育児休業等に関するハラスメントの防止措置等を盛り込んだ改正法が施行された。

いじめ防止対策推進法

2011（平成23）年に滋賀県大津市で発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013（平成25）年9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。H I V に感染し（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

H I V

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。H I V は、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H I V は、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

S N S

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。S N S 上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることが

できる。

NPO

非営利団体 (Nonprofit Organization) のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法 (NPO法) が 1998 (平成 10) 年 12 月に施行されている。

か 行

外国籍市民

南丹市内に居住する外国籍の人々。

介護保険施設

介護保険サービスで利用できる施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程 (カリキュラム) を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障がい者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

京都ジョブパークマザーズジョブカフェ

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する就業支援拠点。

京都人権啓発行政連絡協議会

1976（昭和 51）年に部落地名総鑑事件を契機に企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998（平成 10）年に京都府内を行政区域とする京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の 9 団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動を行っている。

京都人権啓発推進会議

同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・京都府教育委員会・京都市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の 12 団体により 1984（昭和 59）年に設立。

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察弁護士会、民間団体等が連携して京都市内に設置。専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応している。

（公社）京都犯罪被害者支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにそのご家族及び遺族（「以下被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として 1998（平成 10）年 5 月に任意団体として設立された。2003（平成 15）年 10 月に犯罪被害者等早期支援団体として京都府公安委員会の指定を受け、2011（平成 23）年 4 月に公益社団法人となる。

（公財）京都府国際センター

1996（平成 8）年に「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

京都府子どもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に定める都道府県計画として、2015（平成 27）年 3 月に京都府が定めた計画。

京都府自殺対策に関する条例

2015（平成 27）年 4 月 1 日施行。自殺の危機は何人にも発生し得ることを基本理念として明記し、自殺対策の推進に関する京都府等の責務、京都府が行う施策を明らかにするとともに、悩みを抱えた方の孤立を防止し、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を

実現することをねらいとしている。

京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター

障がい者・高齢者の虐待を防止し権利の擁護を図るため2012（平成24）年6月に京都府により設置されたセンター。虐待事案の通報窓口となる市町村への専門職チームの派遣、電話相談等により支援している。

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015（平成27）年4月施行。障がいのある人もない人も、全ての府民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定した京都府条例。

条例では「障害者」の定義について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定している。

京都府総合教育センター

京都府域の教職員の研修をはじめ、教育に関する研究を行い、子どもや保護者、教職員への教育相談を実施する教育機関。

京都府犯罪被害者サポートチーム

京都府において、犯罪被害者に遭われた方やその家族等型の相談を受ける窓口として2008（平成20）年1月に開設。事務局に犯罪被害者専用電話を設置、犯罪被害者支援の知識も経験も豊富な犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、行政機関をはじめ、法律・医療等の民間機関と連携した総合的な支援を実施している。

京都府犯罪被害者支援連絡協議会

警察と関係行政機関・団体等が相互に連携をはかることにより、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるとともに、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的として1998（平成10）年7月に結成。京都府域の68の関係機関・団体が参加。

京都府福祉のまちづくり条例

1995（平成7）年10月施行。障がい者や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、府民一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的として制定された京都府条例。

協力雇用主

犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解し

た上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業者。法務省保護観察所に登録する必要がある。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわること（人）。必要となる特別な資格はない。地域のかかりつけの医師や保健師などをはじめ、行政や関係機関などの相談窓口、民生委員・児童委員や保健推進委員、ボランティア、家族や同僚、友人といった様々な立場の人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日（憲法記念日）を中心とした5月1日から7日までの1週間。

合理的な配慮

障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないようにすること。障害者差別解消法では、地方自治体は合理的配慮をしなければならないものとし、事業者は合理的配慮をするように努めるものとしている。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990（平成2）年。「2000（平成12）年までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機関（WHO）専門家委員会によって決められた疾病群分類。WHOは定期的に完全な一覧表の改定版を刊行している。書名は、疾病、傷害及び死因国際統計分類提要という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおおのの準分類から構成されている。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979（昭和54）年。

国際障害者年

障がい者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981（昭和56）年。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准している。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975（昭和50）年。

国連自由権規約委員会

「市民的・政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいう。

国連人権高等弁務官

1994（平成6）年創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として2006（平成18）年に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

戸籍謄本等不正取得事件

2005（平成17）年以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」及び「認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。2015（平成27）年4月施行。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013（平成25）年6月に制定された法律。

子どもの貧困率

18歳未満で、貧困線（個人の可処分所得を算出して順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する人の所得の半分）を下回る人の割合。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

1986(昭和61)年4月に施行。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。2017(平成29年)1月には、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置等を盛り込んだ改正法が施行された。

雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

婚外子（嫡出でない子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

コンテンツ

一般的に、さまざまなメディア上で流通する、映画・テレビ・音楽・ゲーム・書籍など、「動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の中身」とされる。「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」においては、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像もしくはこれらを組み合わせたもの、またはこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」と定義されている。その他にも、文脈に応じて様々な定義が存在する。

さ　　行

再犯の防止等の推進に関する法律

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者の、円滑な社会復帰を促進するなど、再犯の防止施策を推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、2016（平成28）年12月に施行された法律。

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから

算出され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

自殺対策基本法

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、2006（平成 18）年 10 月に施行された法律。

識字

文字（書記言語）を読み書きし、理解できること。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007（平成 19）年 12 月に策定。

事前登録型本人通知制度

戸籍謄本不正取得事件以降、戸籍謄本・抄本や住民票の写しなど（以下、戸籍謄本等）の不正取得を防止するため、代理人や第三者に交付したときに、交付した事実を本人に通知する制度。南丹市では 2013（平成 25）年 9 月から実施している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律。2014（平成 26）年の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

児童憲章

1951（昭和 26）年 5 月 5 日に我が国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という 3 つの原則を謳っている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994（平成 6）年 4 月に批准し

ている。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を作ろうとする全国的な運動。南丹市では保護司会をはじめ関係団体で構成する南丹市推進委員会により、毎年7月に啓発及び広報活動を行っている。

障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。1970（昭和45）年に施行。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012（平成24）年10月施行。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

障害者雇用率

民間企業等が障がい者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障がい者（身体障害者、知的障害者）を雇用する義務が課せられている。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006（平成18）年12月に国連総会で採択された条約。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014（平成26）年1月に批准している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者基本法の一部改正に伴い、障害者自立支援法の目的規定を改正し基本理念を創設することにより、法律名の変更も含め2013（平成25）年4月に施行された法律。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（一部の附則を除き2016（平成28）年4月施行）。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約／女子差別撤廃条約）

1979（昭和54）年12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女

平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985（昭和60）年6月に批准している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的に、2015（平成27）年9月に施行された法律。

新京都府人権教育・啓発推進計画

京都府において「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後、引き続き総合的かつ計画的に取り組を進めるための基本的指針として、2005（平成17）年1月に策定された計画。2016（平成28）年3月には同計画を継承・発展させた「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されている。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002（平成14）年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000（平成12）年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

1994（平成6）年の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国において1995（平成7）年12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997（平成9）年7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界計画

2004（平成16）年の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議において、同和対策審議会答申が出された8月を、人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権啓発イメージソング

京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」のこと。2013（平成 25）年、世界人権宣言 65 周年を記念し、京都府からの委嘱により作詞家の鮎川めぐみさんと作曲家の千住明さんによって制作された。多くの方々に歌っていただく中で、身近なところから人権について考えるきっかけになるよう、この歌を活用し、人権啓発活動を展開している。

2017（平成 29）年には、子ども向けの京都府人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」（作詞：鮎川めぐみさん、作曲：和泉一弥さん）が新たに制作された。

人権週間

1948（昭和 23）年、第 3 回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12 月 4 日～10 日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997（平成 9）年に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5 年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999（平成 11）年 7 月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001（平成 13）年 5 月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

スクールカウンセラー・「まなび・生活アドバイザー」

スクールカウンセラー（SC）は、「心の専門家」として学校に配置された臨床心理士などの専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務にあたる。

「まなび・生活アドバイザー」は、京都府内の市町（組合）（京都市を除く。）小中学校及び府立学校に配置された社会福祉士や精神保健福祉士、元教員などの専門家。児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、教育的・福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、本人やその家庭に働きかけたり、医療機関・児童相談所・福祉事務所・警察などと連携して問題解決を図る。

ストーカー（行為）

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社

会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること)を反復してすること。

生活困窮者自立支援法

2015(平成27)年4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から相談を受け、一人ひとりの状況に応じた就労その他の自立に関する支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する法の必須事業に加え、法の定める任意事業(就労準備支援、家計相談支援、学習支援)もあわせて実施。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004(平成16)年7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件(①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

性の自己意識(性自認)

人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己意識」や「性自認」という。

世界エイズデー

1988(昭和63)年に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOがエイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

(公財)世界人権問題研究センター

1994(平成6)年に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ることを目的に、京都府・京都市・京都商工会議所により京都市内に設立された文部科学省認可の研究機関。

世界保健機関(WHO(World Health Organization))

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

セクシュアル・ハラスメント

南丹市男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

た 行

第2次南丹市総合振興計画

南丹市の魅力や特徴を十分に発揮しつつ、社会情勢の変化等によるさまざまな課題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりをすすめるため、2018（平成30）年度以降の『まちづくりの方針』となる計画として策定。

団塊の世代

主に1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれの人のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事業を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999（平成11）年に制定された法律。

地域改善対策協議会

略称：地对協。1982（昭和57）年3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984（昭和59）年6月、「今後における啓発活動について」、1986（昭和61）年12月「今後における地域改善対策について」、1991（平成3）年12月「今後の地域改善対策について」、1996（平成8）年5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

同和対策事業特別措置法

1969（昭和44）年に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の

安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965（昭和40）年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。

権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

土地調査問題

2007（平成19）年に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査（※）」で、差別につながる調査、報告（同和地区等を「不人気地域」と表現する等）が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

※…不動産取引における土地調査：不動産会社がマンション開発等を行う際に、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、地域特性（地域の評価、イメージ）などの情報入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

南丹市男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義している。

な　　行

南丹市いじめ防止基本方針

2013（平成25）年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、南丹市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された基本方針。市立学校においては国、京都府及び当基本方針を参照し「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための施策を行っている。

南丹市教育振興プラン

南丹市教育委員会において、2011（平成23）年度に南丹市教育の在り方懇話会を設置し、同懇話会からの受けた提言を踏まえ、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として2014（平成26）年9月に策定。

南丹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき市町村が定める「市町村介護保険事業計画」、老人福祉法第20条の8に基づき市町村が定める「市町村老人福祉計画」の2つの計画を一体的に策定。第7期計画は、2018（平成30）年度からの3ヶ年を期間とし、2018（平成30）年3月に策定した計画。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、南丹市が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

南丹市国際交流協会

多文化交流を通じて市民の国際感覚を高め、世界に開かれた「ひと」「まち」づくりに寄与することを目的に、2009（平成21）年3月に発足。「交流と多文化体験」「情報の収集と提供」「国際理解の啓発・知識の普及」「在住外国人が安心して暮らせるためのまちづくり」等の事業を行っている。

南丹市子ども・子育て支援事業計画 ～「のびのび なんとん」子育てにやさしいまち～

2012（平成24）年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として南丹市子ども子育て支援条例を踏まえて2015（平成27）年3月に策定した計画。

南丹市障害者計画

障害者基本法第9条3項に基づき、障がい者のための施策の理念や基本方針を定めた計画。2018（平成30）年度からの6ヶ年を期間とし、2018（平成30）年3月に策定した計画。リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人の「自立と社会参加」を目標に、障がい者施策を推進することとしている。

南丹市障害者差別解消法ガイドライン

障害者差別解消法に基づき、何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載し、障がいを理由とする差別について市民の関心と理解を深めるために2016（平成28）年3月に策定したガイドライン。

南丹市人権教育・啓発推進協議会

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、住民一人ひとりが自らの問題として、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、日常生活の中で豊かな人権感覚をはぐくみ、人

権教育・啓発の推進を図りながら、人権を尊重し、心のかようあたたかいまちをつくることを目的に、市内各種団体により 2006（平成 18）11 月に発足。

南丹市人権教育・啓発推進計画

人権教育及び啓発の推進に関する法律第 5 条に基づき、南丹市における人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、2008（平成 20）年 3 月に策定した計画。

南丹市男女共同参画行動計画

男女共同参画社会基本法第 14 条及び南丹市男女共同参画推進条例第 9 条に基づき、2009（平成 21）年 3 月に策定（2014（平成 26）年 3 月に中間見直し）。「あらゆる場面において『市民一人ひとりの男女平等意識が高められる社会』」を目指す男女共同参画社会と位置づけ、「男女平等の意識づくり」「あらゆる場における男女平等の地域社会づくり」「労働における男女平等の推進」「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の 4 つの基本目標を掲げている。

南丹市男女共同参画推進条例

2015（平成 27）年 4 月 1 日施行。男女共同参画の推進に関し、6 つの基本理念（①個人の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定した条例。

南丹市地域福祉計画

社会福祉法第 107 条の規定に基づき地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画。第 3 期計画は、2018（平成 30）年度からの 5 ヶ年を期間とし、2018（平成 30）年 3 月に策定した計画。今期の地域福祉計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、市民・福祉関係団体・行政などがそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため、地域に住むすべての人が地域において互いに助け合っていくことが必要としている。

南丹市特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情について分析し、策定した市の行動計画。

南丹市犯罪被害者等支援条例

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とした条例。

南丹市文化センター運営審議会

南丹市文化センター条例第9条に基づき、市内文化センターの円滑なる運営を期すために設置されている審議会。

南丹地区保護観察協会

南丹地区（南丹市・京丹波町）における犯罪者の更生、保護司保護観察活動・一般犯罪予防活動の助成などを行っている。

なお保護司とは、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組みなど、安全・安心な地域社会づくりのための活動を行っている。

南丹船井犯罪被害者支援連絡協議会

南丹市及び京丹波町管内の警察と関係行政機関・団体等が有機的に連携をはかることにより、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるとともに、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的として1999（平成11）年11月に結成。2006（平成18）年に現在の名称に変更。管内30の関係機関・団体で構成。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は 行

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003（平成 15）年 11 月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生した問題。

フィルタリングサービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

2016（平成 28）年 12 月に施行。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行なわなければならない。」（法第 2 条）という基本理念の下、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに「相談体制の充実」、「教育及び啓発の実施」、「実態調査の実施・協力」について定めている。

プロバイダ等

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置する Web サイトの運営者なども規制対象とされている。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第 4 条や自由権規約第 20 条では、こうした差別扇動を禁止している。こうした行為の代表的なものとしては、2009（平成 21）年 12 月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011（平成 23）年 1 月に奈良県の水平社博物館前において行われたものなどがある。

保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するにあたって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合。2018（平成 30）年 4 月 1 日以降、民間企業の法定雇用率は 2.3%（当分の間 2.2%、3 年を経過する日より前に 2.3%）となる。

法やルールに関する教育

人や社会とつながり、自分らしく生きることのできる社会（共生社会）を形成し、維持・発展を図るために必要な見方・考え方を習得し、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成を図ることを目標に、京都府教育委員会及び市町村教育委員会において推進する取組。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

2002（平成 14）年 8 月に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国（厚生労働省）において策定された基本方針。この基本方針に基づき、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたってのホームレス施策を推進している。

なお、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、15 年間の時限法であったことから、2017（平成 29）年 8 月に失効。

本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組の推進の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

特定の民族等に対する差別的言動を街頭などで繰り返す、いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）への対策法として 2016（平成 28）年 6 月に施行。法の前文において、不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育や啓発活動等を通じて国民に周知を図り、その理念と協力を得つつ、差別的言動の解消に向けた取り組みを推進するという理念が規定されている。

ま 行

マイナンバー

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、市町村等が住民票を有する者に指定する 12 桁の番号の通称。「個人番号」ともいう。

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを

受けること。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員も兼ねている。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Web サイトなども含む。

メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

や 行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも使用でき入手可能（公平性）、②柔軟に使用できる（自由度）、③使い方が容易にわかる（単純性）、④使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、⑤間違えても重大な結果にならない（安全性）、⑥少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、⑦アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

ら 行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

リベンジポルノ

平成 26 年 11 月に施行された「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」第 2 条に規定する私事性的画像（撮影対象者が第三者に見られることを認識せずに撮影された、いわゆるプライベートな性的画像）を、その撮影対象者の同意なく、インターネット上などに公表する行為。

労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

わ 行

ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK（身体を動かす）＋SHOP（自分で作ってものを公開する場）、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」と調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。